

平成30年度第1回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成30年8月29日（水）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 13階 1号会議室

札幌市環境局

１．開　　会

○事務局（金網環境管理担当課長）　本日は、大変お忙しい中、この審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻より少し早いのですが、皆様がおそろいになりましたので、ただいまから、平成３０年度第１回札幌市環境影響評価審議会を開催させていただきたいと思います。

私は、札幌市の環境管理担当課長をしております金網と申します。

会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、この審議会は公開で開催することとなっております。

狭くてお席がないのですが、傍聴の方がいらっしゃいましたら一般傍聴席ということで、席を用意する予定でありますので、ご承知おきください。

また、議事の内容につきましては、議事録を作成いたしまして、札幌市の公式ホームページ上に公開することとしておりますので、こちらについてもあらかじめご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

最初に、お配りしております資料の確認をさせていただきたいと存じます。

まず、二つの山に分けておりますが、左側の山の一番上に委嘱状を置いております。その下に次第がございます、その下に配付資料一覧を記載しておりますので、照らし合わせながら確認いただければと思います。次第の次が座席表、その次が委員名簿となっております。それから、配付資料の資料１といたしまして、札幌市環境影響評価条例の概要というＡ４判の用紙をホチキスでとめたものがあります。それから、資料２と３は、環境影響評価準備書とその要約書でございます、右側にある青い冊子でございますが、薄いものと分厚いものがあります。その下には、資料編ということでとじたものをご用意しております。資料４は、また左側の山に戻りまして、パワーポイントを印刷したもので、カラー刷りのＡ４判をホチキスどめしたのになります。参考資料１として環境アセスメントのリーフレットと、参考資料２として環境影響評価審議会の規則、それから参考資料３といたしまして、バインダーでとじている環境影響評価技術指針をお配りしてございます。

以上でございますが、不足している資料などはございませんでしょうか。

もし不足や落丁などがありましたらお知らせいただければと存じます。

それでは、開会に当たりまして、環境管理担当部長の菅原よりご挨拶を申し上げます。

○菅原環境管理担当部長　おはようございます。

環境管理担当部長の菅原でございます。

環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、第１０次札幌市環境影響評価審議会の委員をお引き受けいただきまして、心より御礼申し上げます。

札幌市では、平成１２年に環境影響評価条例を制定し、環境影響評価制度を運用してまいりました。

今年度は、駒岡清掃工場更新事業の準備書の審査を行う予定となっております。準備書は、事

業者が実施した環境影響評価の結果を取りまとめたものであり、どのような環境保全措置を講ずるかが記載されていることから、環境影響評価手続の中でも重要な審査段階でございます。

また、今後は、都心部での再開発事業も審査案件として対象となる可能性がございます。この審議会では、こうした対象案件について、生活環境や自然環境など幅広い分野にわたって専門的見地から審議をお願いしているものであります。環境影響評価制度の適正かつ円滑な運用のためには、委員の皆様のお力添えが不可欠でございます。

今後とも、皆様の活発なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

◎事務局連絡事項

○事務局（金網環境管理担当課長）　続きまして、審議会の委員の皆様の委嘱についてでございますが、委嘱期間は平成30年8月9日から平成32年8月8日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、委嘱状につきましては、本来であればお一人ずつお渡しすべきところですが、まことに勝手ながら、委嘱状は机上のお手元に配付させていただいておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、第10次審議会につきましては、お手元の委員名簿に記載のとおり、全員で15名の構成となっております。本日は、この15名のうち、10名の委員の皆様にご出席をいただいております。全委員の過半数に達しておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づいて、この会議が成立していることをご報告いたします。

◎委員及び事務局職員の自己紹介

○事務局（金網環境管理担当課長）　それでは、本日は第10次札幌市環境影響評価審議会の第1回目、最初の会議となりますので、恐縮でございますが、初めに委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。

お名前と所属、ご専門の分野につきまして、きょうは会場が狭いので、お座りのままで結構でございますので、秋山委員から福原委員まで、名簿の順に沿って順にお願いいたします。

まず、秋山委員からどうぞお願いいたします。

○秋山委員　道総研環境科学研究センターの秋山と申します。

専門は大気の部門を担当しております。よろしくお願いいたします。

○川崎委員　北海道大学大学院工学研究院の川崎でございます。

担当は地盤環境です。よろしくお願いいたします。

○近藤委員　北海道大学農学研究院の近藤と申します。

専門は、花と植物と緑地計画です。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員　北海学園大学の鈴木光と申します。

専門は環境法でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋委員　道総研環境科学研究センターの高橋でございます。

騒音とか振動を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

○坪田委員 北海道大学大学院獣医学研究院野生動物学教室の坪田と申します。

専門は熊を初めとする動物関係です。よろしくお願いいたします。

○内藤委員 NPO法人いしかり海辺ファンクラブで理事をしております内藤です。

専門は植物になります。よろしくお願いいたします。

○奈良委員 北海道建築技術協会の奈良と申します。

専門は建築です。よろしくお願いいたします。

○黄委員 北海道大学工学研究院の黄と申します。

専門は廃棄物の処理、処分です。よろしくお願いいたします。

○福原委員 皆さん、初めまして。北海道科学大学の福原朗子と申します。

今、専門にしているのは環境の教育ですが、水質分析を数年やっていますので、今回は水質の分野で参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（金網環境管理担当課長） ありがとうございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、本日はご都合により欠席されております委員が5名いらっしゃいますので、事務局のほうからご紹介させていただきます。

まず、名簿の上から2行目の北海道大学の石塚真由美委員、ご担当いただく分野は生態系となっております。次に、その下の同じく北海道大学の上田裕文委員、担当いただく分野は景観でございます。次に、北海道大学の小篠隆生委員、ご担当いただく分野は持続可能性となっております。それから、名簿の下から2番目の北海道大学の三上直之委員、ご担当いただく分野は環境社会となっております。最後に、酪農学園大学の吉田剛司委員、ご担当いただく分野は動物でございます。

以上、15名の委員の皆様を紹介させていただきました。

続きまして、事務局からも自己紹介をさせていただきたいと存じます。

○事務局（菅原環境管理担当部長） 改めまして、環境管理担当部長の菅原と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（金網環境管理担当課長） 私も改めまして、環境管理担当課長にことし4月に着任いたしました金網と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 環境影響評価担当係長の北口と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（市川環境管理係員） 環境管理担当課環境管理係の市川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（金網環境管理担当課長） 事務局からは以上でございます。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 会長、副会長の選出

○事務局（金網環境管理担当課長） それでは、続きまして、次第の2番目の会長及び副会長の

選出に移りたいと思います。

札幌市環境影響評価審議会規則の第3条第1項の規定によりまして、本審議会には、委員の互選により会長及び副会長各1名を置くこととされております。

どなたか立候補またはご推薦のある方がいらっしゃいましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○黄委員 会長に北海道大学の川崎了委員を、副会長として近藤哲也委員を推薦いたします。

○事務局（金網環境管理担当課長） ありがとうございます。

ただいま、黄委員から、会長に川崎了委員、副会長に近藤哲也委員をとというご推薦をいただきましたが、皆様、いかがですか。

ご異議などはございませんでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（金網環境管理担当課長） ご異議がないようですが、川崎委員、近藤委員、よろしいでしょうか。

○川崎委員 承ります。

○近藤委員 承ります。

○事務局（金網環境管理担当課長） ありがとうございます。

それでは、川崎委員に会長を、近藤委員には副会長をお引き受けいただきたいと存じます。

川崎会長と近藤副会長におかれましては、恐縮ですが、会長席、副会長席にお移りいただきまして、一言ずつご挨拶をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○川崎会長 座ったままで失礼いたします。

改めまして、北海道大学大学院工学研究院の川崎でございます。

副会長、審議会の委員の皆様、また、事務局の皆様のご協力をいただきまして、職責を果たしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○近藤副会長 改めまして、北海道大学の農学部の近藤と申します。

川崎委員長を補佐しながら、副会長として皆さんと一緒に職責を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（金網環境管理担当課長） 川崎会長、近藤副会長、ありがとうございました。今後の2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては川崎会長にお願いをしたいと存じます。

川崎会長、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○川崎会長 それでは、早速ですが、第10次審議会の最初の会議を開催いたします。

本日の終了予定時刻は12時となっておりますので、委員の皆様、ご協力をお願いいたします。

会議を始めるのに先立ちまして、改めて条例制度の概要等について簡単に復習をしたいと思います。

事務局から説明がございますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 改めまして、環境影響評価担当係長の北口でございます。

私から、札幌市環境影響評価制度の概要等について簡単にご説明させていただきます。

お手元の資料1をごらんください。

まず、1番のアセス制度について説明させていただきます。

一番上の点になりますが、環境影響評価制度とは、大規模な開発事業による環境影響について、事業を行う人がみずから調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、市民や自治体などから意見を聞き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画をつくり上げていくための制度でございます。

この過程で、地域住民などと事業者の相互理解を深めるというコミュニケーションツールとしての機能も重視されているところでございます。

次の二つ目の点と三つ目の点は、まとめて説明させていただきます。

一言で大規模な開発事業と申しまして、その事業の中でさまざまなことが行われます。また、アセス制度では、いろいろな環境影響を見る必要がございます。

1枚めくっていただきまして、別表1をごらんください。

こちらは、我々が環境影響評価で取り扱う主な内容の一覧表となっております。

こちらにありますとおり、昔ながらの公害と言われるようなものから、4番の地球環境、5番目の放射性物質に至るまで、大変広範なものを扱うことになっております。

資料に戻っていただきまして、二つ目の点になりますが、アセスでは、まず、環境に影響を与える要素としての行為、例えば、工事を行うなら、その工事が今の別表1のどの部分に影響を与えるのかということで、事業者はまずその組み合わせを特定いたします。そして、それぞれの組み合わせごとに、どのような影響がどの程度あるのかということ予測、評価していきます。

次に、2枚めくっていただきまして、別表2をごらんください。

今言ったものを具体的な形にしたものがこちらの表になります。これは、道路についてですが、この丸のついている組み合わせを予測、評価するということです。

ちなみに、この部分は、今お手元でございますが、技術指針という我々のほうでアセスを行うに当たっての基本となる技術的なことを定めたもので、これをたたき台にして、事業者のほうで自分で丸を追加したり、この部分を削ってみたりすることで組み合わせを特定していきまして、それぞれについて予測、評価を行っていくという形になっております。

また1枚目に戻っていただきます。

上から4番目の点になりますが、アセス制度は、我々札幌市の条例のほかに、国の法律で、北海道も道条例でそれぞれに制度を持っております。これについては役割分担をしております、事業規模の大きいほうから順番に国のアセス、それから、道条例の制度、そして、我々市条例の制度というふうに役割分担をしております。その関係上、国や北海道と連携をとりながらアセス制度を運用している形になっております。

五つ目の点になります。

札幌市条例は札幌市内の事業しか対象にしません、法律または道条例で、札幌市の外であってもすぐ近くで、例えば、石狩などで事業が行われて、その環境影響が札幌市に及ぶ場合は、国や北海道それぞれから札幌市に意見が求められて、我々がそれに答えるという形になっております。

最後の二つの事業の種類あるいは現在の案件等については、後ほど、目を通しておいていただければと思います。

続きまして、2番目の環境影響評価制度の流れについてご説明いたします。

詳しくは、後ほどパンフレットを見ていただきたいのですが、環境影響評価制度というのは、この表にある五つの段階を順番に進めていくことになっております。4番の評価書段階の後に工事を行って、その後の5番目では、工事を行った後のフォローアップを行います。

環境影響評価では、それぞれの段階ごとに、今、お手元にありますような図書をつくって皆さんに公表しております。どの段階でどのようなことをするのかとか、それぞれの図書が持つ意味合いについてはこちらの表のとおりでございます。

今回は、3番目の準備書段階というところで、この段階で環境保全措置を決定します。図書の内容については、事業者がこういうふうに環境に配慮していますということが書かれています。

次に、二つ目の点になります。

環境影響評価の流れについて、4番目の評価書段階では単に公表するだけですが、そのほかの段階で実施する事項はほぼ共通しております。

この審議会の関与としては、一番下の太字の部分になりますが、先ほど菅原が述べましたとおり、この図書の内容について専門的な見地から調査、審議していただきまして、ここで述べられている環境の配慮が適正あるいは妥当なのかということをご審議いただき、その答申をもとに市長意見を形成します。これは、事業者に対して、環境をよりよくするためにはこういうことをしたほうがいいという意見を述べる形になっております。

駆け足で申しわけありませんが、資料1の環境影響評価条例の概要については以上でございます。

○川崎会長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきました条例制度につきまして、どなたか委員の方からご質問はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○川崎会長 ご質問等がないようですので、次に進みます。

それでは、本日の議題の駒岡清掃工場更新事業環境影響評価準備書について（事前説明）に移りたいと思います。

本案件につきまして、諮問はこれからとなりますが、諮問後の審議を円滑に進めるため、事業者から事前説明を実施したいとの要望がございました。

特にご意見がない場合は、事業者の参加を求めることとしてよろいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○川崎会長 それでは、事業者の方の入室をお願いいたします。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 事務局からですが、現在、議事の進行が予定より早く進んでおります。

これから、事業者を呼びに行きたいと思いますので、5分ぐらいのお時間をいただきたいと思います。

○川崎会長 それでは、5分ほど休憩いたします。

〔 休 憩 〕

〔 事業者入室 〕

○川崎会長 皆さん、おそろいになりましたので、再開いたします。

それでは、お願いいたします。

○事業者（村田施設担当部長） 皆さん、お疲れさまでございます。

私は、札幌市環境局施設担当部長の村田と申します。どうぞよろしくお願いします。

皆様方には、日ごろより清掃行政にご協力いただきましてありがとうございます。

私ども廃棄物部局では、ごみを安定的に処理するというのが大命題となっておりまして、特に市民の皆様が快適で衛生的な生活を送れるように、清掃工場の安定的なごみ処理体制の維持が不可欠でございます。そのためには、長期的な視点に立ちまして、清掃工場の整備計画を進めていかなければならないと思っております。

今回の私どもの事業でございます駒岡清掃工場は、老朽化しておりまして、施設の更新に向けて環境に資すること、それから、地元の皆様にご理解を得ること等々に努めてまいり、さまざまな手続、計画を進めておりまして、平成36年の運転開始を目指しているところでございます。

本日は、審議会の貴重なお時間を、私どもの事業に割り当てていただいたということでございまして、今回取りまとめいたしました準備書についてご説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

冒頭に、私どもの担当を紹介させていただきます。

○事業者（丸岩施設建設担当課長） 施設建設担当課長の丸岩でございます。どうぞよろしくお願いします。

○事業者（田澤施設建設担当係長） 施設建設担当係長の田澤と申します。よろしくお願いいたします。

○事業者（梅澤施設建設担当係員） 施設建設担当の梅澤と申します。よろしくお願いいたします。

○事業者（平川施設建設担当係員） 同じく、担当の平川と申します。よろしくお願いいたします。

○事業者（宮本施設建設担当係員） 同じく、宮本と申します。よろしくお願いします。

○事業者（星川施設建設担当係員） 同じく、担当の星川と申します。よろしくお願いします。

○事業者（村田施設担当部長） 以上、よろしくお願いします。

説明につきましては、担当課長の丸岩、係長の田澤、そして、担当の平川のほうからさせていただきます。

○事業者（田澤施設建設担当係長） 改めまして、施設建設担当係長の田澤です。

お配りしている資料により説明させていただきますが、前方のスクリーンにも同じものを映してございます。

それでは、ご説明に入りたいと思いますが、まず、私のほうから、駒岡清掃工場更新事業の計画概要についてご説明させていただきます。その後、準備書の具体的な内容について担当の平川よりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

2 ページ目でございます。

初めに、事業の概要からご説明いたします。

本事業の名称は札幌市駒岡清掃工場更新事業でございます。事業の種類は、札幌市環境影響評価条例に掲げる第一種事業、「その他の一般廃棄物処理施設」の新設です。

事業実施区域は、札幌市南区真駒内 1 2 9 番地 3 ほかに位置しており、施設規模は 1 日当たり 6 0 0 トンということになっております。これらにつきましては、後ほど詳細をご説明いたします。

次に、3 ページに移りまして、事業の背景と経緯でございます。

札幌市では、平成 2 1 年度のごみルールの変更がありまして、ごみ量が大幅に減少したことによりまして、平成 2 3 年に篠路清掃工場を廃止いたしました。

この工場の廃止によりまして、札幌市では、駒岡、発寒、白石の 3 清掃工場体制となりました。

3 清掃工場の配置につきましては、図にありますとおり、市中心部から西、東、南方面にほぼ同距離に位置しておりまして、収集効率の面からもバランスのよい配置となっております。

なお、3 清掃工場のうち、駒岡清掃工場は昭和 6 0 年の竣工から 3 0 年以上が経過し、老朽化が進行しているところでございます。

次に、4 ページ目に移ります。

事業の必要性についてです。

駒岡清掃工場は、施設の老朽化への対応、安定的な処理体制の確保、効率的な収集という点から、現在地周辺での建てかえが必要になっております。

稼働開始は平成 3 6 年度を目標としております。

次に、5 ページ目です。

本市のごみ処理計画についてでございます。

札幌市では、平成 2 0 年にスリムシティさっぽろ計画を策定し、さまざまな施策によりごみ量を減量してまいりました。この計画は、平成 2 9 年度までの 1 0 年間の計画期間であったことから、平成 3 0 年 3 月に次期ごみ処理計画となる新スリムシティさっぽろ計画を策定いたしました。

新スリムシティさっぽろ計画では、平成 3 9 年度までのごみ量の目標を設定しており、この目標値を加味した場合、新しい駒岡清掃工場の稼働予定である平成 3 6 年度の焼却ごみ量は約 4 1 万 3, 0 0 0 トンになると試算しております。

6 ページ目でございます。

施設規模の算定についてでございます。

先ほどお話ししましたとおり、平成３６年度に札幌市全体で焼却処理しなければならないごみ量は、約４１万３，０００トンと試算しており、それを３清掃工場で処理した場合、駒岡清掃工場で年間に処理する量は約１３万トンとなります。

これから年間の稼働日数や季節変動率を勘案すると、新清掃工場の施設規模は現工場と同じ１日当たり６００トンの能力が必要となります。

７ページ目になります。

こちらは、事業実施区域周辺の航空写真です。

事業実施区域は、現在の駒岡清掃工場の南側に位置しており、瓶・缶・ペットボトルを選別する資源選別センターに隣接しております。

次に、８ページ目です。

各施設の配置計画についてです。

こちらの図につきましては、現時点での配置計画案となっておりますが、煙突を事業用地の北側に配置し、東西にそれぞれ破碎施設、焼却施設を配置する計画です。さらに、南側には保全緑地を整備する計画としております。

また、車両動線としましては、ごみの搬入車両が敷地北側より進入し、工場棟の周りを回り、同じく北側より出ていくルート、それから、見学者など一般車両が敷地西側より進入し、管理棟前の駐車場へと直接進入できるルートを計画しているところです。

９ページ目です。

焼却施設の概要でございます。

焼却施設は、ごらんのような各施設を整備いたしまして、煙突につきましては、現在の工場と同じ１００メートルの高さを計画しております。

１０ページ目にまいります。

破碎処理施設の概要でございます。

破碎処理施設につきましては、大型の燃やせるごみを破碎する剪断破碎機、金属などの燃やせないごみを破碎する回転破碎機を整備しまして、合わせて１日当たり１３０トンの処理能力を計画しております。

１１ページ目に参ります。

給排水その他の施設に係る計画については、ごらんのとおりとなっております。

１２ページ目です。

工事計画についてです。

来年度、平成３１年度より敷地の造成工事に着手いたしまして、平成３３年度より建築工事を予定しております。施設の完成につきましては平成３６年度を予定しております。

１３ページ目です。

計画概要の最後になりますが、公害防止計画のうちの排ガスに係る基準値についてでございます。

清掃工場から排出される排ガスにつきましては、法律により規制値が定められておりますが、

各清掃工場では自主管理値を設定しまして、より環境に配慮した形で施設を運営しております。

新清掃工場では、ごらんのとおりの自主管理値を設定しまして、管理値の遵守により安全な施設の運営を実施する計画であります。

以上が駒岡清掃工場更新事業の計画概要となります。

続きまして、環境影響評価準備書の説明に移りますが、ここからは担当の平川よりご説明いたします。

○事業者（平川施設建設担当係員） 施設建設担当の平川です。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価準備書についてご説明させていただきます。

まず初めに、環境影響評価手続のうち、前回の方法書に係るご意見と事業者の見解についてご説明いたします。

まず、住民の方から再資源化に関する意見が1件あり、貴重なご意見として承っております。

次に、市長意見についてです。

一つ目の大気に関しては、地形や高濃度が発生する条件を考慮した短期濃度予測を行いました。二つ目の悪臭についても、大気と同様に高濃度予測を行いました。三つ目の景観については、形態率と垂直見込み角による予測評価とフォトモンタージュによる色や形状の評価を行いました。

次に、一つ目の動植物及び生態系に関しては、建設機械と工事車両を影響要因の区分として選択し、影響評価を行いました。二つ目については、動植物、生態系への影響は小さいと評価したため、変更した場合の予測評価は行いませんでした。三つ目については、猛禽類の営巣地は確認されませんでした。クマゲラについては、採餌行動は確認されましたが、繁殖行動については確認されませんでした。

次に、一つ目の施設規模については、事業計画にも記載しておりますとおり、本市の一般廃棄物処理基本計画である新スリムシティさっぽろ計画に掲げるごみ減量の目標値に基づく将来の焼却ごみ量から3工場で行うための能力として、1日当たり600トン进行計画しています。二つ目のご意見については、札幌市版レッドリストを追加しております。また、三つ目の人と自然との触れ合いの活動の場については、大きな影響はありませんが、万全を期するために項目として選定いたしました。

次に、18ページに移りまして、本事業における環境影響評価項目の対象項目は、こちらの表の丸をつけたものになっております。

19ページについては前の表の続きになっております。こちらが全ての対象項目になります。

20ページです。

環境影響評価の流れとしては、現地調査を行った後、事業を実施した場合の影響を予測し、必要に応じて環境保全措置の検討を行い評価します。

その内容について、これからご説明いたします。

21ページです。

建設機械の稼働による大気質の調査として、降下ばいじんの調査を実施しました。調査地点は事業実施区域内、調査回数は3季節としました。結果は、3季節とも指標値である10トン／平

方キロメートルを下回っていました。

２２ページです。

降下ばいじんの予測は、土砂掘削と運搬車両による粉じんの発生を対象としました。土砂掘削はバックホーなど４ユニット、運搬車両についてはダンプなど１３６台を想定しました。

２３ページです。

予測地点は、緑の三角印でお示ししている敷地境界ＡからＥ地点です。予測結果は、右の表のとおり、評価指標となる１０トン／平方キロメートルを下回りました。

２４ページです。

環境保全措置として、敷地境界への仮囲いの設置、散水、車両が場外に退出する際の下回り洗浄を行います。評価結果は、予測値が１０トン／平方キロメートルを下回っているため、指標に整合するものと評価しております。

次に、工事車両の走行による影響の調査です。

現状の大気質濃度を赤丸でお示ししている５地点で調査したところ、全て環境基準を下回っております。

２６ページです。

予測地点は、工事車両が通行するルートの黒丸の地点としました。工事車両の台数は、残土搬出時８６台、コンクリート打設時２８０台を想定しました。

２７ページです。

予測結果は、工事車両の寄与濃度、現況の交通量の寄与濃度、現地調査により把握したバックグラウンド濃度を加算することにより求めました。

２８ページです。

環境保全措置としてアイドリングストップ等のエコドライブ、適切な運行管理などの対応を行います。

２９ページです。

評価は予測結果の年平均値を、NO₂は９８％値、SPMは２％除外値に換算した結果で行います。

NO₂、SPMともに評価指標を下回っているため、指標に整合するものと評価します。

次に、煙突からの排出ガスの影響の調査です。

青丸と赤丸の８地点で大気質の調査を、赤丸の１地点で地上気象や上層気象の調査を実施しました。

３１ページです。

二酸化硫黄の調査結果は、各地点とも環境基準を下回っております。

３２ページです。

二酸化窒素の結果も同様に、環境基準を下回っております。

３３ページです。

浮遊粒子状物質についても同様です。

３４ページです。

ダイオキシン類、塩化水素についても基準等を下回っております。

次に、風向・風速は1年間観測いたしました。

青い部分が風向の出現頻度を示しますが、SSEが膨らんでいますので、南南東の風がやや多いという結果になりました。

36ページです。

これは、上空に気球を上げて、上空の気温の状態を調べた結果をまとめた表になります。

上空に逆転層が形成されると、煙突からの排出ガスが拡散しにくい状態になるとされています。特に、夏季に逆転層が形成されやすいという結果になっています。

37ページです。

予測は、新しい焼却施設の計画諸元をもとに行っております。焼却量は現工場と同じ1日当たり600トン、煙突の高さは100メートル、排出ガス濃度はこの表のとおりとしております。

38ページは二酸化硫黄の年平均値の予測結果です。

最大着地濃度は、事業実施区域の南西870メートルの地点になると予測されました。

39ページは、二酸化窒素の予測結果になります。

40ページが浮遊粒子状物質の予測結果です。

41ページがダイオキシン類の予測結果になります。

次に、短期的に高濃度が出現した場合の1時間値の予測結果です。

上空の大気の状態を大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時と、さまざまな状況を想定して予測を行いました。

次のページに、予測内容を添付しております。

最も高濃度となったのは、上空に形成された逆転層が崩壊するときとなります。

43ページの詳しい説明については省略させていただきます。

44ページに移ります。

環境保全措置として、排出基準よりも厳しい自主管理値を設定するとともに、運転管理、維持管理を適切に行ってまいります。

45ページは、年平均値の評価です。いずれの項目も評価指標を下回りました。

46ページは、短期予測1時間値の評価です。

逆転層崩壊時が最も高濃度となりましたが、いずれの項目についても評価指標を下回っております。

次に、施設供用時の廃棄物運搬車両の走行による影響の調査です。

現状の大気質濃度を赤丸5地点で調査したところ、全て環境基準を下回っております。

48ページです。

予測条件となる将来の車両の台数は、ごみ処理量に比例すると想定しました。焼却施設は1.09倍となり十数台の増加、破碎施設は0.92倍となり十数台の減少を見込んでいます。

49ページです。

予測地点は赤丸の2地点としました。現況の交通量には、現工場の搬入車両の台数が含まれていますが、安全側の予測を行うために、新工場の台数をそのまま重複して加算しています。この

ため、合計欄の予測交通量はかなり多く見込んでいることにはなります。

50 ページです。

予測結果は、搬出入車両の寄与濃度、現況の交通量の寄与濃度、現地調査により把握したバックグラウンド濃度を加算することにより求めました。

51 ページです。

環境保全措置として、アイドリングストップ等のエコドライブ、低公害車の導入促進などの対応を行います。

52 ページです。

予測値は、いずれも評価指標を下回っているため、指標と整合するものと評価します。

次に、建設機械の稼働による騒音の影響の調査です。

現状の騒音レベルを赤丸3地点で調査したところ、全て環境基準を下回っておりました。

54 ページです。

予測条件として、各建設機械の種類、台数は造成工事の最盛期を想定し、文献から騒音パワーレベルを設定しました。

55 ページです。

予測地点は緑の三角印でお示ししている敷地境界AからE地点です。予測結果については右の表のとおりとなっております。

56 ページです。

環境保全措置として、低騒音型建設機械の採用、アイドリングストップ、工程管理などの対応を行います。

57 ページです。

予測結果は、いずれも評価指標を下回っているため、指標と整合するものと評価します。

次に、工事車両の走行による騒音の影響の調査です。

現状の騒音レベルを赤丸5地点で調査したところ、全て環境基準を下回っていました。

59 ページの予測地点については、先ほどご説明した大気と同じ地点、同じ台数を想定して予測計算を行いました。

60 ページの予測結果は、現地で測定した騒音レベルに工事車両による増加分を加算することにより求めております。

61 ページです。

環境保全措置として、大気と同様に、アイドリングストップ等のエコドライブ、適切な運行管理などの対応を行ってまいります。

62 ページです。

予測結果はいずれも評価指標を下回っているため、指標と整合するものと評価します。

次に、施設の稼働による騒音の影響の調査です。

赤丸の5地点で騒音の調査を実施しました。結果は、右の表のとおり、全ての地点で環境基準を下回っておりました。

64 ページです。

予測は新しい施設の計画諸元をもとに行いました。予測条件として、施設に設置する機器の種類、台数、周波数別の騒音レベルを設定し、予測計算を行いました。

こちらは焼却施設になります。

左の図が各階の機器配置、右の表が設備の名称と台数になります。

6 5 ページについては、破碎施設になっております。

6 6 ページです。

こちらは、黒色の三角印でお示ししている敷地境界AからE地点の予測結果になります。

6 7 ページです。

こちらは、白い丸印、各方向で最も近接する住居AからE地点の予測結果です。

6 8 ページです。

環境保全措置として、設備機器類は屋内に設置することや、吸音材、集音装置の設置などの対応を行います。

6 9 ページです。

予測結果は、左の表の敷地境界、右の表の近接住居ともに評価指標を下回っておりますため、指標と整合するものと評価します。

次に、廃棄物搬出入車両による騒音の影響の調査です。

予測条件は、大気質と同様に、将来の台数を想定し、予測計算した結果が右の表になっております。

7 1 ページです。

環境保全措置として、アイドリングストップ等のエコドライブを行います。予測結果はいずれも評価指標を下回っておりますため、指標と整合するものと評価します。

次に、建設機械の稼働による振動の影響の調査です。

現状の振動レベルを赤丸3地点で調査した結果を右の表に示しております。

7 3 ページの予測条件については、騒音と同様に、建設機械の種類、台数等振動レベルを設定しました。

7 4 ページです。

予測地点は緑の三角印の敷地境界地点です。予測結果は右の表のとおりになります。

7 5 ページです。

環境保全措置として、低振動型機械の採用、アイドリングストップ、工程管理などの対応を行っております。

7 6 ページです。

予測結果はいずれも評価指標を下回っているため、指標と整合するものと評価します。

次に、工事車両の走行による振動の影響の調査です。

現状の振動レベルを赤丸5地点で調査したところ、全て基準を下回っております。

7 8 ページは、騒音と同じ台数を想定して、予測計算を行った結果を示しています。

7 9 ページの環境保全措置は、騒音と同様の内容になります。

8 0 ページです。

予測結果はいずれも評価指標を下回っているため、指標と整合するものと評価します。

次に、施設の稼働による振動の影響の調査です。

赤丸の5地点で振動の調査を実施しました。結果については、右の表のとおりとなっております。

82ページです。

予測は、騒音と同様に、新しい施設の計画諸元をもとに行いました。こちらは焼却施設の機器になります。

83ページについては、破碎施設の機器になっております。

84ページです。

こちらは、黒三角印でお示した敷地境界のAからE地点の予測結果になります。

85ページは、白丸印、各方向で最も近接する住居AからE地点の予測結果です。

86ページです。

環境保全措置として、設備機器類は防振対策された機種を選定し、強固な基礎の上に設置するなどの対応を行います。

87ページです。

予測結果は、左の表の敷地境界、右の表の近接住居ともに評価指標を下回っているため、指標と整合するものと評価します。

次に、廃棄物搬出入車両による振動の影響の調査です。

これは、大気質、騒音と同様に、将来の台数を想定し、予測計算した結果になります。

89ページです。

環境保全措置として、アイドリングストップ等のエコドライブを行います。予測結果は、いずれも評価指標を下回っているため、指標と整合するものと評価します。

次に、施設の稼働による低周波音の影響の調査です。

これは、現状の低周波音を赤丸6地点で調査した結果で、G特性音圧レベルを示しています。

91ページです。

同じ地点の周波数別の結果になります。

茶色のライン、施設近傍では、6.3ヘルツ以上の周波数で、やや高い値を示しています。

92ページです。

新施設では、現施設と同じレベルの低周波音が発生すると想定し、6番の近傍地点と3番地点の結果から、新施設に近接する住居のG特性音圧レベルを求めました。

93ページです。

1/3オクターブバンドレベルも同様に、近接住居の値を求めました。

94ページです。

環境保全措置として、低周波音の発生源となる可能性のある機器は、原則として建屋内に設置することとします。

95ページです。

評価ですが、低周波音には基準がないため、苦情が発生した場合の目安となる値を参照値と比

較を行いました。

上の表のG特性音圧レベル、下の表の1／3オクターブバンドレベルともに、この参照値を下回っております。

次に、施設からの悪臭の漏えいによる影響の調査です。

事業実施区域は赤丸1地点、また、その周囲は青丸4地点、現工場の周囲は緑丸の4地点で悪臭の調査を実施しました。結果は、全ての地点で規制基準を下回っております。

97ページは、煙突からの排出ガスによる悪臭の調査結果です。

大気質と同じ赤丸1地点、青丸7地点で悪臭の調査を実施しました。結果は全ての地点で規制基準を下回っております。

98ページです。

予測結果といたしましては、新施設は、現施設と同様に悪臭の漏えいや煙突からの拡散はないと予測します。また、環境保全措置については、ここに記載しているような施設構造にすることにより悪臭を防止することとしております。評価結果につきましては、悪臭の漏えいや拡散がないことから、臭気指数10以下という指標に整合するものと評価しております。

次に、工事中の降雨による濁水の影響の調査です。

区域東側を流れる精進川2地点で、降雨時の水質の調査を2回実施しました。

上の図は、1ミリメートルの降雨が2時間続いた場合のSS濃度の変化を示します。下の図は、最大で6.5ミリメートルの降雨が10時間程度続いた場合の濃度の変化を示します。

SS濃度のピークは300から400ミリグラム／リットルとなっています。

100ページです。

予測結果は、調整池からの雨水が精進川に合流した地点としました。降雨強度は、現地調査時に観測した1ミリメートルと6.5ミリメートルの2ケースとしております。

101ページです。

予測結果は、調整池の容量を十分に確保しているため、調整池出口のSS濃度は10ミリグラム／リットルと予測され、現況の水質を下回ると予測されました。

102ページです。

環境保全措置として、ここに記載しているような濁水流出防止対策を講じます。評価結果は、調整池出口のSS濃度が現況河川の濃度を下回ることから、実行可能な範囲内で低減されているものと評価します。

次に、建造物による日影の予測結果を示します。

この図は、日影が最も長くなる冬至日の予測結果になりまして、一番外側の赤色の線が1時間日影線、赤丸が住宅を示しています。周辺の住宅で1時間以上日陰になることはないと予測されます。

104ページは、1時間未満の時間を示した表です。最も長いのは、北西側の住宅で約30分と予測されます。

105ページですが、評価指標は2.5時間または4時間となるため、いずれもこの指標と整合しています。

次に、電波障害の調査です。

調査は、電波到来方向に対して、施設が障害物となる赤丸の7地点で行いました。どの地点でも良好にテレビ電波を受信できています。

107ページは、予測結果として、遮蔽障害が予測される範囲を示しています。

108ページです。

環境保全措置として、障害が発生した場合には、アンテナの調整、交換等の対策を実施いたします。これによって、電波障害の影響は回避できると評価いたします。

次に、植物の調査結果です。

この図は植生を示したものです。

事業実施区域は、1番のシラカンバーミズナラ林、5番のシラカンバ低木林、7番の雑草群落が大部分を示しています。

110ページの注目すべき植物は、事業実施区域内で確認されませんでした。

111ページです。

注目すべき植物の直接改変を行わず、生育環境の変化もほとんどないと予測されるため、影響は回避または低減されていると評価します。

次に、動物の調査結果です。

注目すべき動物（哺乳類）の確認位置です。

事業実施区域周辺でヒナコウモリが確認されました。

113ページは、注目すべき動物（鳥類）の確認位置です。

クマゲラ、ヤマシギ、オオジシギなどが確認されました。

114ページは、注目すべき動物（両生・爬虫類）の確認位置です。

区域外でエゾサンショウウオが確認されました。

115ページです。

注目すべき動物（魚類）は、精進川でスナヤツメ、サクラマスが確認されました。サクラマスは、放流個体と思われます。

116ページの注目すべき動物（昆虫類）は、ベニボタル、エゾアカヤマアリなど10種が確認されました。

117ページの底生動物については、ニホンザリガニなど4種を確認しております。

118ページです。

これらの注目すべき種のうち、影響が考えられる種は、この表のバツ印、スナヤツメ、サクラマスと、次のページのゴマフトビケラ属、クビボソコガシラミズムシの4種が挙げられます。

120ページです。

精進川に生息する4種を保全するために、濁水流出防止対策を講じます。このため、影響は実行可能な範囲内で低減されるものと評価します。

次に、生態系の調査結果を模式図で示します。

この図で上位に位置する種は、高次消費者、下位に位置する種は生産者となります。

122ページです。

生態系のうち影響が考えられるものは、この表のバツ印、スナヤツメと精進川の水辺環境が挙げられます。

123 ページです。

精進川の環境を保全するために濁水流出防止対策を講じます。このため、影響は実行可能な範囲内で低減されるものと評価します。

次に、景観の予測結果を示します。

①は保養センター駒岡からのフォトモンタージュです。

上の写真は、新焼却施設の完成後、下の写真は、さらに既存施設を撤去した後の写真になります。

125 ページは、②のしらかばゴルフ場付近からの写真になっております。

126 ページは、南側の③駒岡小学校付近からの写真になります。

127 ページは、④の駒岡団地からの写真になります。

128 ページは、⑤の川沿公園からの写真です。こちらは、煙突の先端部がわずかに見える程度です。

129 ページは、⑥藻岩山展望台からの写真です。

130 ページです。

事業実施区域東側の⑧、⑨地点の天空写真は、魚眼レンズで空に向かって撮影した写真で、左側が現況、右側が将来になります。右側の図のうち、赤いラインが将来の建築物となります。この写真から、圧迫感はほとんどないと予測されます。

131 ページです。

環境保全措置として表に示しているように、施設配置と外観、緑化計画に配慮した計画といたします。

132 ページの評価結果ですが、フォトモンタージュ、天空写真の予測結果から、評価指標と整合するものと評価しております。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場については、ほとんど影響ありませんが、工事車両の走行ルートとなる西側道路は、現在、歩道がないか、連続していないため、歩行者に対する交通安全対策が必要となります。

134 ページです。

環境保全措置として、出入り口に交通誘導員を配置するなどの対策を講じます。これによって、影響を低減できるものと評価します。

次に、施設の有無による影響についてですが、川沿公園と藻岩山展望台は距離が離れているため、影響はほとんどないと予測されました。

136 ページです。

環境保全措置と評価結果は、この表のとおりとなっております。

次に、工事に伴う廃棄物の発生量の予測結果です。

いずれの廃棄物ともに再資源化に努め、再利用率は78%と予測しております。

138 ページです。

ここに記載している環境保全措置を講じることによって、札幌市が定めている目標値の達成に努めます。

次に、施設の供用に伴う焼却残渣、破碎残渣の予測結果です。

残渣の量は、処理量に比例するものとして計算しました。

140ページです。

施設の供用に伴う廃棄物は、可能な限り再資源化に努めて影響を低減することとします。

次に、施設の供用に伴う温室効果ガスの予測結果です。

現施設よりも発電量が多くなることから、温室効果ガスの発生量は大幅に削減されると予測します。

現況の数値が約4万トンに対して、将来は2万4,000トンとなり、約1万6,000トンの削減を見込んでおります。

142ページです。

ここに記載しているように、高効率発電や都市ガスの利用などによって温室効果ガスの発生量の削減に努めることといたします。

最後に、事後調査の計画です。

工事計画や施設計画の詳細が未確定でありますため、建設機械の稼働による騒音、振動と施設の稼働による騒音、振動、低周波音について事後調査を実施する計画です。

調査時期については、造成工事のピーク時と施設の供用開始後に、それぞれ1回を予定しています。また、これ以外にも煙突から排出するガスの測定については、定期的を実施します。

大変長くなりましたが、環境影響評価の準備書の概要についてご説明させていただきました。

なお、準備書の内容に関する意見募集を9月5日まで行っており、現時点では意見書の提出は出てきておりません。

また、住民説明会を8月10日に実施しておりますが、意見等はありませんでした。

駆け足となりましたが、以上でご説明を終わります。ありがとうございました。

○川崎会長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答の時間に移りたいと思います。

内容が非常に多いということで、ご賛同いただければ、前から区切って質問やコメントをお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○川崎会長 そうしましたら、最初の導入部のあたりですが、右下にスライドの番号がついておりますけれども、大気質の手前の20枚目のスライドまでで質問やコメントがありましたら、挙手をお願いいたします。

○坪田委員 16ページのところに動物関係のことが書いてあるのですが、ハイタカ、オジロワシ、クマガラに関しては生息が確認できたけれども、繁殖行動は確認されなかったということです。大きな影響はないと思うのですが、こういう希少な鳥がここを使っているのは間違いのないことですので、その辺は配慮をしていただきたいと思います。

それから、実際にどこで繁殖しているのか、あるいは、営巣地がどこにあるのかというあたり

の確認はされたのか、お伺いいたします。

○事業者（大野） 現地の調査をいたしましたエヌエス環境の大野と申します。

ハイタカ、オジロワシの確認ですが、オジロワシは冬期に上空飛翔を一度確認しております。また、ハイタカにつきましても、一度だけ上空飛翔を確認しております。

上空を飛翔して確認したということですが、実際にそこで餌をとっていたり、繁殖している巣があったという状況は確認されませんでした。

事業実施区域の周辺でどこに巣があるかということは、方法書に示された調査範囲の中で行っていきまして、それより外で調査はしておりません。

○坪田委員 仕方がないところはあると思いますが、クマゲラなどは結構貴重な動物で、恐らくここに建設されると利用しなくなる可能性が高いと思います。それにかわる生息環境があれば問題ないと思います。先ほどの事後の調査に動物調査は入っていなかったのですが、できればその辺の調査も含めていただきたいという希望はあります。

○事業者（大野） はい。

○川崎会長 ほかにいかがでしょうか。

○近藤副会長 私は専門ではないのですが、クマゲラがおりますね。でも、この場所は裸地が多く、空き地が多いようなイメージがあったのですが、クマゲラはここで何をしていたのですか。

○事業者（大野） 鳥類調査で事業実施区域内の草地を歩いてラインセンサス調査をしていました。個体は見えていないのですが、中で鳴き声を確認したということです。調査は1年間継続していたのですが、その姿の確認はありませんでした。

古い採餌痕、餌をとった跡は、この事業実施区域周辺で3カ所ほど確認しておりますが、実際の生息確認は一度あった鳴き声という記録です。

調査は、営巣木やねぐら木があるかどうかについて、歩いて確認に努めてまいりましたが、この事業実施区域周辺を含めても、営巣木やねぐら木の確認はありませんでした。

○事業者（片山） 補足ですが、お手元にある水色の分厚い準備書の7-2-2-22ページに、鳥類の確認位置図がありまして、どこにとまっていたか、鳴き声、飛翔していた場所などを記載しております。

○川崎会長 今の件について、補足でコメントや質問はございませんか。

○秋山委員 確認です。13ページに公害防止計画の自主管理値というのがあるのですが、これは現行の数字と一緒にということではよろしかったでしょうか。

○事業者（丸岩施設建設担当課長） 施設建設担当課長の丸岩でございます。

現行の駒岡清掃工場の自主管理値につきましては、塩化水素濃度以外はこの数値と同様となっておりまして、塩化水素のみ100ppmだったのを40ppm以下としております。

○秋山委員 塩化水素は、かなり厳しい基準と考えていらっしゃるのですね。

○事業者（丸岩施設建設担当課長） はい。おっしゃるとおりでございます。

○川崎会長 ほかにいかがでしょうか。

○事業者（村田施設担当部長） 多分、ダイオキシンも違うと思います。新設の基準は0.1ngですが、今の駒岡は既設の基準なので。

○秋山委員 基準としては厳しくなるということですか。

○事業者（村田施設担当部長） 厳しくなります。

○川崎会長 20ページまでについては、以上でよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○川崎会長 そうしましたら、次に、21ページの大気質ですが、これは少し長くなりまして52ページまでございます。大気質の関係でご意見のある方は挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。

○秋山委員 大気質ということで、感想に近い部分もあるのですが、かなり厳し目の条件で計算されている印象を受けました。

一つ確認したいのは、供用後の計算の部分です。

累積的影響ということで計算されていますが、現行の施設の影響が入った状態での評価となっているのですが、現行の施設と新しい施設ができた後の関係性といいますか、同時に利用することがあるのかどうかも含めた、その辺の計画をお聞きしたかったのです。

○事業者（平川施設建設担当係員） 工場が竣工する前に試運転期間が半年程度あるのですが、これまでの審議会の中で先生から、新工場が動いている間と現工場が同時に動くときの累積的な影響も評価してくださいという意見がありましたので、今回、そういう評価を入れさせていただいております。

基本的に、現工場については新工場の稼働と同時に停止いたしますので、実際にはどちらもフルで稼働するということはないのですが、そういう形で評価を行っております。

○秋山委員 実質的には、試運転の状態が一番悪い条件を見越した計算ということですか。

○事業者（平川施設建設担当係員） そうです。

○秋山委員 ありがとうございます。

○川崎会長 ほかにいかがでしょうか。

○秋山委員 もう一点、確認です。

計算のときにバックグラウンド値を使われていると思うのですが、バックグラウンドの数値として、札幌市さんであれば測定局がいろいろとあると思うのですがけれども、その辺と比較したときには、この数字の妥当性をどのように捉えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○事業者（片山） エヌエス環境の片山と申します。

札幌市全体の大気質濃度については、準備書の地域概況の部分に、それから、現地調査の結果につきましては7章に記載させていただいております。

両者の関係でいいますと、やはり市街地のほうが濃度が高く、駒岡周辺では低いという状況になっています。駒岡周辺の測定値というのは、現在の清掃工場を稼働している状態での測定値ですが、それでもなおかつ濃度が低いという状況になっております。

○秋山委員 恐らく、通年で各季節に1週間程度の期間でとられていて、状態がわかっていると思いますが、代表的な数字がとれているのかどうか、その辺の比較をお聞きしたいと思います。

○事業者（片山） ここにある8地点で調査しておりますが、各地点でそんなに大きな数字の違いはないものですから、妥当な測定値が得られたと考えております。

○秋山委員 恐らく、年平均値はそれほど大きな差はないと思うのですが、特に1時間値などの数字が評価のときに結構きいてくると感じています。今回得られた結果の数字のバックグラウンドにかかる妥当性についてお聞きしたいと思っていました。

ほかの測定局の値とはそれほど乖離はないという印象を受けたのですが、その辺の妥当性のところを調べられているのかも含めてお聞きしたかったのです。

○川崎会長 大気質の部分について、ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○川崎会長 ないようですので、続きまして、53ページから71ページの騒音に移りたいと思います。

騒音のところでご意見のある方は挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。

○高橋委員 騒音のほうも見させていただきましたが、建設機器の稼働につきましては、敷地境界で85デシベルと、かなり明確にクリアをされています。法律的にはそこで評価すればいいのですが、実際に、住宅といいますか、住民の方というのは、建設作業が始まってくると音が聞こえて当然わかりますので、問題になることが多々あります。

そのときに、アセスとしては必要ないのですが、住宅サイドでどれぐらいのレベルになるのかというのは計算ですぐに出ると思います。今回、その辺については検討されているのでしょうか。

○事業者(片山) 周辺での騒音値について、準備書に具体的には記載しておりませんが、7-1-2-9というページに等音分布図、いわゆるコンター図を記載しております。

この図の中で、黒の三角で示しているのが、今の敷地境界の値でございます。各ABCそれぞれの後ろに白丸がくっついていてと思うのですが、そちらが最寄りの住居になります。

準備書では、最寄りの住居の数字は記載しておりませんが、それぞれ何デシベルになるかというのは把握できておりますので、その辺をもって近隣への説明などをしていくことになるかと思っています。

○高橋委員 わかりました。ありがとうございます。

○川崎会長 ほかにいかがでしょうか。

○内藤委員 専門ではないので、とんちんかんでしたら申しわけありません。

62ページの予測結果と評価指標(環境基準)のところは、65デシベルと65デシベルで、予測と指標がほぼ同じです。しかし、60ページを見ると、括弧内が65.2デシベルとなっています。この辺の評価は下回っていると説明されていたのですが、問題はないのでしょうか。

○事業者(片山) 数字は、基準が以下と決められておりますので、同値であれば基準を満足するという評価になります。やはり同値ということですので、ちょっとでも予測誤差が生じると、基準を超えるというようなことになってまいります。

そのため、環境保全措置については、今は台数を非常に多く見込んでおりますが、工事をもう少し平準化するとか、速度の遵守、アイドリングストップ等でピークを減らして数字を下げていることを考えております。

○内藤委員 ありがとうございます。

○高橋委員 今回の評価値についての話ですが、騒音については整数での評価となっています。

基本的には、計算等々で求めたときには小数点の一桁まで求めて、四捨五入をして整数で評価するということになりますので、ここは6.5デシベルになると思います。

○川崎会長 ほかにいかがでしょうか。

○奈良委員 騒音とこの後の振動も、工事車両の走行と施設の稼働時、それから、廃棄物の車両走行という項目でやっているのですが、実感として、建物をつくる時よりも壊すときのほうが振動も騒音も大きいと思います。

既存の建物を壊すときの振動や騒音というのは、今回は評価が要らないのでしょうか。もし必要であれば、そちらのほうが大きく出る可能性があるのかと思ったのですが、そこはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○事業者（平川施設建設担当係員） 解体工事については、現時点で計画が決まっておりますので、本事業の範囲には含めておりません。

もし、今後、解体計画の際にアセスの対象になるかどうかというのは、今は調査していないので、次回にでも回答させていただければと思います。もしそちらが対象ということであれば、予測、評価を同様にして、その指標値内でやっていくということに努めていきたいと思っています。

○奈良委員 わかりました。

ずっと見ていて、モニタージュのところに初めて解体後という文言が出てきたので、解体後もかわるのかと思ったのです。

ありがとうございました。

○川崎会長 ほかにいかがでしょうか。

今、騒音の後の振動も含めてご質問がございましたので、少し進めまして、9.5ページの低周波音まで含めてご意見のある方はお願いいたします。

○高橋委員 低周波音のところについてなのですが、9.3ページのところに予測ということで書いておられます。

このもとになっているデータは、9.1ページの⑥と③の二つを使ったという説明だったのですが、9.3ページに最終的に出てきているのは③を使った計算結果だと思います。

そこで、その前の既存焼却施設近傍の1.5メートル地点のデータを載せているというのは、何か意味があるのですか。

○事業者（片山） 9.3ページに1.5メートルのデータを載せているのはなぜかというご質問ですね。

9.3ページは予測結果ということで、本来であれば、この表の一番下の新焼却施設の近接住居1.60メートル地点だけを記載すればよかったのですが、わかりやすくという意味合いで③と⑥の値を併記しております。

○高橋委員 ということは、その前の実際に測定した結果の⑥と③というのは、同じ日の同じ時間にとっているデータと理解してよろしいのでしょうか。

○事業者（片山） そうです。

現地調査は、全ての地点を同じ日に、同じ時間で調査をした結果になります。

○高橋委員　そうですか。

ちょっと見たときに随分違うと思ったのです。15メートルのところと③のあたりとの数値がかなり違うのです。

③を使って予測していますが、単純なことを言えば、15メートルのデータを使っても予測はできると思うのです。そのときの差が大分あったので、もしかしたら違う日時のデータを使っているのかなと思いました。そうであれば、一緒に載せる意味は何があるのかと思ったのですが、実際に同じときにはかってこうだったということであれば、そういうことなのだろうと理解するしかないかと思い、確認させていただきました。

これは、同じ日ということによろしいですね。

○事業者（片山）　はい。

○高橋委員　ありがとうございました。

○川崎会長　そうしましたら、次の96ページの悪臭と水質、108ページの電波障害のところまででご意見のある方は挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。

○鈴木委員　お願いいたします。

99ページから102ページのあたりに、降雨時の水質調査についての資料が掲載されております。

ことしの夏のことを思い出してみますと、全国各地で集中豪雨が発生し、札幌市でも豊平川が大変増水いたしました。そういうことを思いますと、この雨水調整池というのが集中豪雨時にも耐え得るほどの容量なのかということが気になりました。

また、激しい降雨が予想される場合にはシートがけなどを行うということですが、これも、これほどの広大な工事予定地にシートがけを行うということが事実上できるのか、むしろ、避難しなければならないほどの豪雨であれば、どうなのかと思いましたので、教えていただければと思います。

○事業者（梅澤施設建設担当係員）　施設建設担当の梅澤でございます。

雨水調整池の容量計算につきましては、河川管理課という河川を管理している部局と調整をしております、50年確率降雨という式で調整池の容量を決めております。ですから、50年に1回程度の大雨災害級と思われる大雨に対応できる容量ということで計算してございます。

激しい降雨が予想される場合の造成面へのシートがけについては、造成地には素掘り側溝や、雨が降ったときに、適切に雨水調整池のほうに流れていく施設をつくりながら行っています。ですから、天気予報などを勘案しながら工事現場のほうで適切に管理をしていくということで対応したいと考えております。

○川崎会長　ほかにいかがでしょうか。

○福原委員　今の質問に追加ですが、激しい雨が降ったときの工事というのは、どのように判断をしているのでしょうか。続行とか中止というのは、何に基づいて、どういうふうに行っているのか教えていただけますか。

○事業者（梅澤施設建設担当係員）　今は、詳しい数字まではお答えできないのですが、現場に

よりまして、その事業者サイドで、日の時間降雨量が何ミリ以上という予報がされたときとか、気象の警報が出たときなどに判断して中止することになります。

中止に当たりましては、今言いましたようなシートがけや土のう積みなど、災害を未然に防ぐための措置が必要になりますので、現場で早急に対応することとしております。その上で、工事の現場作業自体は、今、お話しした気象の情報と、現場で決めた予測降雨量を超えるか、超えないかというところを判断して中止とさせていただく予定でございます。

○福原委員 ありがとうございます。

○川崎会長 ほかにいかがでしょうか。

○近藤副会長 101番のスライドですが、降雨強度1ミリ／アワーと6.5ミリ／アワーですが、これは少ないのではないかと思います。

西野に住んでいましたら50ミリとかありますので、これでいいのかと思いました。1時間当たり50ミリメートルの雨が10分から20分降り続くこともあるのですが、これでよろしいのかと思いました。

○事業者（片山） この濁水の影響評価につきましては、準備書の7-1-6-12ページにも記載しております。

ウの降雨強度という項目のところに記載しているのですが、面整備事業環境影響評価技術マニュアルによると、災害などの降雨ではなく、人間活動が見られる日常的な降雨で3ミリメートル／アワーという数字が記載されております。現地で観測した雨量は1ミリメートルでしたので、3ミリメートルより下回る雨量になります。

それから、ケース2の6.5ミリ／アワーというのは、これよりもかなり多い雨量ということで、この2ケースで計算しております。

○近藤副会長 でも、実際に40ミリ、50ミリ、60ミリとスマホが頻繁に鳴りますね。そういうことを考えると、僕は専門ではないのでよくわかりませんが、こんなものでいいのかとは思います。これは感想です。

○事業者（片山） もう一度お答えいたします。

今、6.5ミリメートル／アワーの降雨のときの現地でのSS濃度というのは、その前のページの7-1-6-8のグラフにありますように、現在の状態で既に300ミリグラムとか、400ミリグラムのSSがありまして、物すごい濁り水が現況でも出ています。

6.5ミリメートルでそういう状態であって、それ以上の雨量を見込んで、現況が1,000ミリグラムとか、あるいは土砂がもう流れてくるとかそういった予測をしても余り生物に対してとかという評価には向かないのではないかと考えております。

○近藤副会長僕はよくわからないのですが、これが上限値ということなのでしょうね。これ以上たくさん降ってもSSがそれほど上がらないということですね。

○事業者（片山）SSはもっと上がると思うのですが、現況でそういう状態であることを見込んで予測することの意味合いといいますか、例えば、SSが現況2,000ミリグラムで物すごい土砂が流れていますと。そこに予定地からの雨水が入ってどうなるかということは、環境影響評価というよりも、先ほど話が出ました沈砂池を確保するとか、そういった対策になってくるか

と思います。

○福原委員 多分、S Sが適正な範囲を超えてしまったら、S Sで評価をしても意味がないというようなニュアンスでよろしいですか。

○事業者（片山） 意味がないということちょっと言い過ぎですが。

○福原委員 ほかのことで対策をしたほうがより効果的であるということですか。

○事業者（片山） そうですね。

そういう意味で、この面整備マニュアルに3ミリメートル／アワーを想定しなさいと書いてあるのだと思います。

○川崎会長 ありがとうございます。

そうしましたら、次の内容に進みます。

109ページから始まります植物、動物、生態系ですが、123ページまででご意見のある方は挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。

○近藤副会長 109ページのスライドですが、ちょっと興味があるからお聞きます。

予定地の凡例の5でシラカンバ、低木林というものがあります。この低木というのはどのぐらいの高さなのですか。5メートルぐらいですか、それとも、10メートルぐらいですか。

○事業者（大野） エヌエス環境の大野です。

シラカンバの低木林ですが、3メートルから6メートルぐらいの樹木が多いです。

○近藤副会長 ありがとうございます。

○川崎会長 ほかにいかがでしょうか。

○坪田委員 112ページの動物関係で質問が二つあります。

一つは、エゾヒグマが確認されたということで、南区はもう恒常的にヒグマが生息しているということで、改めてそれを示していると思います。

質問は稼働後の話ですが、エゾヒグマで一番問題になるのは生ごみへの執着についてです。もしこのごみ処理施設の生ごみの管理が不十分であると、ヒグマが引き寄せられて、人になれてしまって、住民へのリスクが高まるという非常に深刻な問題があると思いますので、生ごみの管理がどうなるのかというところを知りたいと思います。

二つ目の質問も、同じく稼働後の話ですが、コウモリがたくさんいるということで、多分、夜間に照明が継続してついていると昆虫が集まってきて、コウモリがそれを食べにやってくるということで、同じくやはり引き寄せられるという問題があると思います。その辺の夜間の照明とか稼働はどうなるのか、教えてください。

○事業者（丸岩施設建設担当課長） 施設建設担当課長の丸岩でございます。

まず、1点目の稼働後の生ごみ等の管理についてです。

現状の清掃工場もそうなのですが、ごみピットというところに一時貯留する施設がございまして、何もしなれば、当然、においは拡散するのですが、工場内は必ず負圧にしているということもございまして、脱臭対策については万全を期している状況でございます。それから、出入口扉についても、当然熊等が入れないような体制になってございますので、そのような心配はな

いかと考えてございます。

もう一点目のコウモリと照明との話ですが、私も余り詳しくなくて恐縮ですが、工場内の敷地に設置する照明については、基本的に高効率なLEDなどを想定して、今後導入を進めていくことになると思います。LEDは、現状の照明と比較して虫が集まりにくいという性質の照明なので、心配ないとはっきり申し上げられないのですが、そのような体制を整えることで検討してございます。

○坪田委員 ありがとうございます。徹底した管理をお願いしたいと思います。

それから、動物の嗅覚というのは、人以上の非常に鋭敏な感覚を持っていますので、我々が感知できないようなにおいも当然感知します。そのためににおいなるべく出さないということと、それ以上に生ごみの管理を徹底してほしいというところでは。

それから、LEDの照明ということで、昆虫が集まりにくいということがわかりましたので、なるべく余計な照明は控えるような工夫をしていただきたいという希望を持っております。

○川崎会長 ほかにいかがでしょうか。

○秋山委員 今、においの話が出たので、お聞きしたいと思います。

通常、稼働時のごみピットの空気は多分燃焼のほうに使うということで、においが漏れ出すことはないと思いますが、例えば、点検などで燃焼がとまったときに、その辺の対応は、常に脱臭装置をつけるとあったのですが、常に負圧で出さない状態をキープするようなつくりになるということではいいですか。

○事業者（丸岩施設建設担当課長） 今おっしゃったとおり、基本は活性炭に脱臭装置を装備して、漏れないような対策を進めていく考えでおります。

○秋山委員 要するに、ごみピットの空気は常に脱臭装置を通して出していくということですが、燃焼していないときもそういう形でしていくということですか。

○事業者（丸岩施設建設担当課長） そのように考えております。

○川崎会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○川崎会長 意見がないようですので、124ページの景観から最後までの部分でご意見のある方はいらっしゃいませんか。

○黄委員 137ページなのですが、伐採された木の葉と下の部分は、焼却されているのですが、これはもう土砂との影響でリサイクルしにくい部分だからですか。表の木くずから二つ下の欄ですが、これはリサイクルとか……。

○事業者（片山） 伐採樹木の地上部と地下部の区分けのうち、地下部のことでよろしいですか。

○黄委員 そうです。

○事業者（片山） 地下部というのは根っこなどですので、リサイクルとしての使い道はないと考えております。

○黄委員 もう一つあります。

今回、新しく計画されている施設の場合は、142ページに書いているように、高効率発電を計画しているということで、準備書の中に発電量が計算されています。7-4-2-7ページの

表 7-4-2-13 のところに発電量が計算されているのですが、この計算根拠について教えてください。

○事業者（片山） 表 7-4-2-13 ですね。現駒岡清掃工場の発電量に関しては、実績値になります。将来の発電量につきましては……

○事業者（平川施設建設担当係員） 私のほうからお答えします。

表 7-4-2-13 の上に、駒岡清掃工場更新基本計画においてプラントメーカーへの技術アンケートを踏まえてということが書いてあります。これは、前年度の平成 29 年度に基本計画を作成する中で、プラントメーカーさんのほうに本計画の中でのごみ質やごみ量などを条件設定としてアンケートをとらせていただいております。その中で、どのぐらいの量の発電ができるかということについて、プラントメーカー各社から回答いただいた中で平均をとって、こういった数値を算出しております。

○黄委員 ということは、現状より高い発電効率から逆算したからこうなったのですか。

○事業者（平川施設建設担当係員） 発電効率から逆算しているというより、本市で現在処理しているごみ量やごみ質から一番発電できる量でタービンを設計して、それがメーカーごとに何キロワットのタービンを入れるかは別ですが、その中で、そのタービンを入れた場合、発電量が幾らになるかという試算になります。

○黄委員 これに関連して一つ戻るのですが、多分、この発電機は既存のものより新型になると思います。ただ、92 ページの騒音の計算をされるときに、いろいろな機器類から出てくる騒音を勘案して計算すると思うのですが、これは既存の施設と同じということを考えて計算されていると思います。

ほかの施設はほぼ 600 トンという処理規模がありまして、例えば、破碎などの部分は似ていると思うのですが、発電機については影響が結構違うのではないかと思います。ですから、既存の低周波騒音をもとにして計算してもいいかどうか疑問に思いました。

○事業者（片山） 音の関係ですが、準備書の 7-1-2-28 ページをごらんください。

騒音の機器一覧がございますが、こちらから新しい施設の発電機から各種送風機とかコンベヤーなどの音のレベルを設定して予測計算をしております。

低周波音については定量的な予測が難しいものですから、定性的に現在の施設に類似するということで予測を行っております。

○黄委員 発電量が大きいから、例えば、タービンのサイズが大きくなったりということは考えなくてもいいですか。効率のいいものを使うことで、同じ規模の施設で、施設的に大きくならないでという感じでいいのですか。

○事業者（片山） ですから、騒音につきましては、新しい施設に入れる規模が大きくなった発電機のレベルを見込んで計算をしております。

今、パワーポイントで見られているのは、低周波のほうだと思います。騒音は、新しい施設に入る全ての機器のレベルを見込んで計算しています。

○高橋委員 追加ですが、多分、聞かれているのは発電機が変わると低周波のパワーレベルがどうなるのかという話だと思います。

メーカーのほうでパワーレベルを出しているところがあるのかというのは、発電機についてはよくわかりません。例えば、風力発電のタービン等々については、今、パワーレベルは全て出されていると思います。ですから、もし可能であれば、発電機についてもパワーレベルがわかるのであれば、現行のものと新しいものでどれくらい違うのかという計算が単純にできると思いますので、そういったものを使えば、もっと明確にできるのではないかと思います。

○事業者（片山） その辺の予測手法に関しましては、方法書の段階でご審議いただいております。騒音については、個別の音のレベルを設定して予測計算をします。

低周波音については、今、メーカーの値の話が出ましたが、やはりメーカーではそういうデータを持っていないということで個別の設定が難しいため、定性的に予測しているということになります。

○川崎会長 大変申しわけございませんが、そろそろ終了時間となります。

○高橋委員 済みません、1点だけよろしいですか。

最後のページの事後調査のところについてです。

低周波の予測で一番影響があるということでC地点で予測されていると思うのですが、事後調査ではB地点を選ばれています。あわせて、騒音についても施設稼働によって一番影響を受けるのはC地点ではないかと思われるのですが、CではなくBを選んでいます。その理由を教えてください。

○事業者（片山） 事後調査の地点につきましては、住宅の位置を中心に考えておりまして、143ページでは白丸のポイントですが、住宅とその敷地境界ということで地点を選定しております。

C地点というのは、パワーポイントの92ページの③のことでしょうか。

○高橋委員 67ページで、騒音のほうではないでしょうか。

○事業者（片山） 67ページのC地点ですか。

○高橋委員 はい。

○事業者（片山） C地点が特に音で高いからというご指摘ですか。

○高橋委員 音も若干高いですし、低周波のときの予測評価ではC地点を使っています。けれども、最終的な事後評価としてC地点を使わないので、全体の流れとして一貫性があるのかということがあると思います。

○事業者（片山） わかりました。再度検討させていただきます。

○川崎会長 まだご質問などがあるかと思いますが、本日はこれまでとさせていただきます。

なお、追加の質問等は、事務局にメールで送付していただきましたら、次回までに事務局のほうで事業者の回答をお知らせするというございますので、資料図書の内容を確認いただきまして、何かございましたら事務局にご連絡をお願いいたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（金網環境管理担当課長） 川崎会長、ありがとうございました。

委員の皆様も、第1回目の会議から長時間にわたりましてご協議いただき、大変ありがとうございました。

最後に、今後のスケジュール等につきまして事務局からご連絡を申し上げます。

まず、今後の流れですが、先ほど事業者から説明がありましたとおり、9月5日まで準備書に対する市民意見を募集しております。その後、市民意見などが出そろって取りまとめた段階で、次回、第2回目の会議において、改めて準備書についての正式な諮問を行わせていただきます。そして、次回会議も含めまして3回から4回ぐらいの会議の中で審議いただいて、審議会として答申をまとめていただくという流れで考えております。

本日お配りしました準備書につきましてはその都度必要になりますが、お持ち帰りいただいても結構ですが、大変重いものでありますし、ホームページでも閲覧可能となっておりますので、もしよろしければ置いていただいて、事務局のほうでお預かりすることも考えております。その場合は、ご記名されて、机の上に置いていただければと思います。また、お持ちいただく際には、紙袋を用意しておりますので、どうぞお申しつけください。

また、次回の会議の開催につきましては、ピンポイントで恐縮ですが、9月27日に設定できればと考えております。恐縮ですが、ご予約をあけておいていただければ幸いです。

また、日程の調整につきましては、後日、改めてメールを差し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（金網環境管理担当課長） それでは、今年度第1回の審議会につきましては、これにて閉会とさせていただきたいと思います。

委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

以 上